

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

目次	ページ
----	-----

告示	
字の区域の変更(五五・市町村課).....	1
生活保護法による介護機関の指定(五六・福祉政策課).....	1
大規模小売店舗の店舗面積を基準面積以下に変更する届出(五七・商工業振興課).....	2
道路区域の変更(五八)六一・道路環境課).....	2
道路の供用開始(六二)六五・道路環境課).....	5
建築基準法による道路位置の指定(六六・鹿角地域振興局建設部).....	6
証紙売りさばき人の指定(六七・会計課).....	6
公告	
土地改良区の役員の退任の届出(秋田地域振興局農林部).....	7
土地改良区の役員の就任の届出(仙北地域振興局農林部).....	7
土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部).....	7
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)二件.....	7
特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課).....	9
選挙管理委員会告示	
政治団体の設立の届出(三).....	10
政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(四).....	10
政治団体の解散の届出(五).....	12
政治団体の収支に関する報告書(六).....	15
公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出(七).....	18

## 告 示

秋田県告示第五十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、由利郡矢島町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成十七年一月二十一日

秋田県知事 寺田典城

変更前の字の区域	変更後の字の区域
由利郡矢島町木在字上木在 四四の三、四四の五、四四の七の一部、四五、四六、五三から五五まで、五七の一、五八から六三まで、六四の一、六五の一、六六から七〇まで、七四の一、一四三の一部、一四四から一五〇まで、一五一の一部、一五二の一部、一九五の一部、一九六から一九九まで、二〇〇の一部、二〇一の一部、二〇二、二〇三及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	由利郡矢島町木在字中村
由利郡矢島町木在字山ノ田 七二の一部、七三の一部、七四から九五まで、九八から一〇〇まで、一〇四、一〇五の一部、二一四から二二七までの各一部、二二八、二二九の一部、二三〇の一部、二三一の一部、二三二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	由利郡矢島町木在字漆保

秋田県告示第五十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成十七年一月二十一日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
			A	鹿角市十和田大湯字大湯外一六国有林三〇四五林班え小班から字扇ノ平四〇番地先まで	六・五〇～一七・〇〇	二・八八四

一 道路の区域

- 秋田県告示第五十七号  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の店舗面積を基準面積以下に変更する旨の届出があつたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成十七年一月二十一日
- 秋田県知事 寺田典城
- 一 届出事項の概要
- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
株式会社キノシタ 代表取締役 木下和幸  
青森県青森市栄町二丁目六番三十一号
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
家具のキノシタ秋田本店  
秋田市旭南一丁目十三番二十九号
- (三) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
千四百九十五平方メートル
- 秋田県告示第五十八号  
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
平成十七年一月二十一日
- 秋田県知事 寺田典城
- 二 届出年月日  
平成十七年一月七日
- (四) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
零平方メートル
- (五) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日  
平成十六年十一月十日
- (六) 変更する理由  
店舗閉鎖のため

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
たかのすケアセンターそよ風	株式会社メデカジャパン 代表取締役	北秋田郡鷹巣町米代町五番四号	通所介護、短期入所生活介護	平成十六年十一月十五日
たかはし内科循環器科医院	医療法人萌養会 理事長	大曲市福住町九番二十三号	訪問看護、居宅療養管理指導	平成十七年一月一日
グループホーム美郷	社会福祉法人六郷仙南福祉会 理事長	仙北郡美郷町六郷字本道町五十七番地六	痴呆対応型共同生活介護	平成十六年四月一日

秋田県告示第五十九号

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
旧	百四号		A	B		
			鹿角市十和田大湯字大湯外一六国有林三〇四五林班え小班から字扇ノ平四〇番地先まで	〃	一四・〇〇〃四五・〇〇	二・五七〇
			鹿角市十和田大湯字大湯外一六国有林三〇四五林班え小班から字扇ノ平四〇番地先まで		六・五〇〃一七・〇〇	二・八八四

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十七年一月二十一日から同年二月三日まで

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十七年一月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

この表において「A」、「B」及び「C」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

一般国道		一般国道	
新	旧	新	旧
百三号	百三号	百三号	百三号
C	B	A	B
鹿角市十和田大湯字大湯外一六国有林三〇四五林班え小班から字扇ノ平四〇番地先まで	鹿角市十和田大湯字大湯外一六国有林三〇四五林班え小班から字扇ノ平四〇番地先まで	鹿角市十和田大湯字大湯外一六国有林三〇四五林班え小班から字扇ノ平四〇番地先まで	鹿角市十和田大湯字大湯外一六国有林三〇四五林班え小班から字扇ノ平四〇番地先まで
一四・〇〇〃四二・〇〇	九・〇〇〃三八・〇〇	一〇・〇〇〃一六・〇〇	一四・〇〇〃四二・〇〇
二・五七〇	〇・八〇二	〇・五八四	二・五七〇
B	A	B	A
鹿角市十和田大湯字大湯外一六国有林三〇四五林班え小班から字扇ノ平四〇番地先まで	鹿角市十和田大湯字大湯外一六国有林三〇四五林班え小班から字扇ノ平四〇番地先まで	鹿角市十和田大湯字大湯外一六国有林三〇四五林班え小班から字扇ノ平四〇番地先まで	鹿角市十和田大湯字大湯外一六国有林三〇四五林班え小班から字扇ノ平四〇番地先まで
一四・〇〇〃四二・〇〇	九・〇〇〃三八・〇〇	一〇・〇〇〃一六・〇〇	一四・〇〇〃四二・〇〇
二・五七〇	〇・八〇二	〇・五八四	二・五七〇

一般国道	新		旧		
	新	旧	C	B	A
百四号	鹿角市十和田大湯字大楽前六九番一地先から字大湯外一六国有林三〇六三林班わ小班まで	鹿角市十和田大湯字大楽前五〇番一五から字高崩三九番六まで	鹿角市十和田大湯字大湯外一六国有林三〇四五林班え小班から字扇ノ平四〇番地先まで	鹿角市十和田大湯字大湯外一六国有林三〇四五林班え小班から字扇ノ平四〇番地先まで	鹿角市十和田大湯字大湯外一六国有林三〇四五林班え小班から字扇ノ平四〇番地先まで
	一〇・〇〇〇〇	九・〇〇〇〇	一四・〇〇〇〇	一四・〇〇〇〇	一四・〇〇〇〇
	〇・五八四	〇・八〇二	二・五七〇	二・五七〇	二・五七〇

この表において「A」、「B」及び「C」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課  
 (二) 期間 平成十七年一月二十一日から同年二月三日まで

秋田県告示第六十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十七年一月二十一日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
一般国道	二百八十二号	二百八十二号	鹿角市八幡平字上沢田一番一〇地先から字長嶺前田一五番二まで	区	間	二二・〇〇〇〇	〇・三四六

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課  
 (二) 期間 平成十七年一月二十一日から同年二月三日まで

秋田県告示第六十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十七年一月二十一日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
県道	新	旧	大館十和田湖線	大館市雪沢字前谷地七五番四地先から字昭和台一〇三番地先まで	大館市雪沢字前谷地七五番四地先から字昭和台一〇三番地先まで	八・〇〇〃二八・〇〇	〇・四三五
						八・〇〇〃四〇・〇〇	〇・四一六

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十七年一月二十一日から同年二月三日まで

秋田県告示第六十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
 平成十七年一月二十一日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区	間
一般国道	百五号	仙北郡西木村下松木内字高屋三三二地先から字松葉三三五番三地先まで	

二 供用開始の期日 平成十七年一月二十一日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十七年一月二十一日から同年二月三日まで

秋田県告示第六十三号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
 平成十七年一月二十一日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区	間
一般国道	二百八十五号	北秋田郡比内町小坪沢字館下一九番一地先から字中岱一番六地先まで	

二 供用開始の期日 平成十七年一月二十一日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十七年一月二十一日から同年二月三日まで

秋田県告示第六十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
 平成十七年一月二十一日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
県道	土崎港秋田線	秋田市將軍野南五丁目四七番六地先から外旭川字鳥谷場三番地先まで		六・〇〇〇一・七〇	〇・八四七

- 二 供用開始の期日 平成十七年一月二十一日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
  - (一) 場所 建設交通部道路環境課
  - (二)(一) 期間 平成十七年一月二十一日から同年二月三日まで

秋田県告示第六十五号  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
 平成十七年一月二十一日

- 一 供用開始の区間
  - 秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区	間
-------	-----	---	---

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
鹿角市花輪字上ツ町六十四番地一 有限会社 倍賞工務店 代表取締役 倍賞 藤雄	鹿角市花輪字刈又六十番一、六十番十五、六十番二の内及び六十番三の内	五一・二三メートル	六・〇一七・三三メートル	平成十七年一月十二日

秋田県告示第六十六号  
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第40号)第十条の規定に基づき、公告する。  
 平成十七年一月二十一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第六十七号  
 秋田県証紙条例(昭和三十九年秋田県条例第三十五号)第六条第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人を指定したので、同条第二項の規定に基づき、告示する。  
 平成十七年一月二十一日

秋田県知事 寺田典城

売りさばき人の事務所の所在地及び名称	売りさばき場所	指定年月日
秋田市千秋明徳町一番九号 秋田地区交通安全協会	秋田市上北手百崎字内山六十番地の二(秋田東警察署内)	平成十七年二月一日

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、南秋田郡五城目土地改良区から次のとおり役員（退任）の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十七年一月二十一日

退任理事の住所及び氏名

南秋田郡五城目町久保字上川原百九十七番地

久保字梨ノ木下百七十九番地の一

秋田県知事 寺田典城

一 関健次  
一 関實

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、秋田県仙南土地改良区から次のとおり役員（就任）の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十七年一月二十一日

一 就任理事の住所及び氏名

仙北郡美郷町天神堂字松ノ木百二番地

字小荒田二十二番地

南町字広田二十九番地

字千刈田一番地

野荒町字籠林二百二十二番地

境田字下鼠田百四十八番地

字片田二十四番地

金沢字中野際八十三番地

字元東根三十六番地

野荒町字籠林四十四番地

飯詰字西君堂二十二番地

字藤原四番地一

字水上十四番地

字南中島五十八番地

字轄町五十三番地一

佐野字下佐野四十七番地

字倉合七十三番地

秋田県知事 寺田典城

鈴木敏夫  
鈴木秀清  
高橋俊一  
高橋龍治  
小田長輝  
小林薫  
森本武廣  
高橋隆治  
伊藤誠徳  
木村正彦  
藤田長三郎  
大島長三郎  
高橋義美  
小貫成孝  
本間純男  
大坂善雄  
川本明

仙北郡美郷町金沢字谷地中二十番地

野荒町字町ノ内二百三十番地

金沢字中関一番地

横手市金沢本町字立石五十三番地

仙北郡美郷町金沢字押切谷地四十六番地

就任監事の住所及び氏名

仙北郡美郷町境田字五羽田七十八番地

金沢字元東根百三十五番地

飯詰字矢口五十四番地

金沢字鞍掛二百三十六番地

中村美智男  
野村秀夫  
渋谷耕蔵  
山口伸幸  
後藤彦八

鈴木昭治  
東海林鉄郎  
鶴谷三雄  
後藤登

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、南秋田郡五城目土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十七年一月十四日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十七年一月二十一日

秋田県知事 寺田典城

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十七年一月二十一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 購入物品名及び数量
  - (二) 事務用椅子（課長用） 二百三十二脚
  - (三) 購入物品の仕様等
  - (四) 入札説明書及び仕様書による。
  - (五) 納入期限
  - (六) 平成十七年三月十五日（火）
  - (七) 納入場所
  - (八) 秋田県庁
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- (一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
- (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等



- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八) 入札説明書及び仕様書の交付方法
- 秋田県の休日を除き、平成十七年一月二十一日(金)から同月三十一日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所  
平成十七年二月四日(金) 午前十時三十分  
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金  
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効  
規則第六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他  
詳細は、入札説明書による。
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十七年一月二十一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量  
事務用椅子(一般職員用) 二百八十三脚
- (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限  
平成十七年三月十五日(火)
- (四) 納入場所  
秋田県庁
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。  
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八) 入札説明書及び仕様書の交付方法
- 秋田県の休日を除き、平成十七年一月二十一日(金)から同月三十一日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所  
平成十七年二月四日(金) 午前十時四十五分  
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金  
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効



- 規則第百六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法  
 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等  
 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他  
 詳細は、入札説明書による。
- 特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
 平成十七年一月二十一日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品の名称及び数量  
 自動設計製図装置 一式
- (二) 購入物品の仕様等  
 入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限  
 平成十七年三月三十日(水)
- (四) 納入場所  
 秋田県立横手清陵学院高等学校
- (五) 今後調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期  
 パーソナルコンピュータ 五十台 平成十七年一月ころ
- (六) 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付  
 平成十六年七月十六日(金)
- 二 入札に参加する者に必要な資格等
- (一) 入札に参加する者に必要な資格  
 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。  
 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (二) 入札の資格に係る申請  
 (一) 入札の資格のない者が入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格

- 審査申請書を三(一)に掲げる場所へ平成十七年二月七日(月)までに提出すること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号  
 秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
 秋田県の休日を除き、平成十七年一月二十一日(金)から同年二月十四日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所  
 平成十七年二月二十一日(月)午前十一時  
 秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金  
 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨
- (二) 入札の方法  
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
- (三) 入札の無効  
 秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。
- (四) 落札者の決定方法  
 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじにより決定する。
- (五) 契約書作成の要否 要  
 提出書類等
- (六) 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
- (七) その他

七 詳細は、入札説明書による。  
概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : Computer Aided Design
- 2 Time-limit of tender : 11:00 A.M. 21 February, 2005
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

選挙管理委員会告示

秋選管告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、平成十六年十二月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。  
平成十七年一月二十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

一 政党

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	政党の名称	設立の区域	届出年月日
自由民主党秋田県平鹿郡第一支部	柴田正敏	吉田博行	平鹿郡雄物川町今宿字今宿四十二番地三	自由民主党		平成十六年十二月二十一日

二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
千葉健後援会	高橋和雄	高橋亮光	仙北郡中仙町豊岡字東八日市三十二番地	平成十六年十二月十五日
浅石昌敏後援会	浅石正男	古家謹一	鹿角市八幡平字大里川原七番地	平成十六年十二月二十二日
新しい湯沢をつくるみんなの会	斉藤孝史	加藤忠一	湯沢市山田字樋ノ口三十一番地一	平成十六年十二月二十七日

秋選管告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、平成十六年十二月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から次のとおり届出事項に異

動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。  
平成十七年一月二十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

一 政党

内 容
-----

二 その他の政治団体

JAM秋田政治連盟	石川幸美後援会		黒澤一夫後援会		政治団体の名称		異動事項	届出年月日
	会計責任者	代表者	会計責任者	代表者				
渡邊利美	谷地富雄	湯瀬昭七	高杉憲郎	安保良悦	新 内			
伊藤仁法	湯瀬政弘	石川三郎	佐藤勝子	柳沢ミツ子	旧 容			

自由民主党本荘市支部			政治連盟支部 自由民主党秋田県石油		公明党秋田県本部		政治団体の名称		異動事項	届出年月日
会計責任者	代表者	主たる事務所の所在地	会計責任者	代表者	会計責任者	代表者				
阿部 薫	小田 美恵子	本荘市川口字上菅蒲崎二十八番地一	吉田 良明	伊藤 洋二	成沢 淳子	田口 聡	新			
村上 文男	堀川 芳美	本荘市出戸町字砂子下百十三番地九	佐々木 重雄	西村 紀一郎	田口 聡	工藤 任国	旧			

秋選管告示第五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、平成十六年十二月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。  
平成十七年一月二十一日

その他の政治団体

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
北里敏明秋田県後援会	平成十六年十二月十日	平成十六年十二月十三日
日景比内後援会	平成十六年十一月三十日	平成十六年十二月十五日
高橋長一郎を励ます会 (長友会)	平成十六年六月二十五日	平成十六年十二月十七日
猿田京一後援会	平成十六年十一月三十日	平成十六年十二月二十日
秋田市太平皿見内後援会	平成十六年十二月十五日	"
泉地区佐藤たか夫後援会	"	"
牛島中揚佐藤たか夫後援会	"	"
川尻地区佐藤たか夫後援会	"	"
敬建会	"	"
敬港会	"	"
敬山会	"	"
敬心会	"	"
敬水会	"	"

敬千会	平成十六年十二月十五日
敬洋会	"
敬和会	"
佐藤たか夫合川後援会	"
佐藤たか夫芦沢後援会	"
佐藤たか夫阿仁合後援会	"
佐藤たか夫飯島北部後援会	"
佐藤たか夫飯田川町後援会	"
佐藤たか夫飯田後援会	"
佐藤たか夫井川町後援会	"
佐藤たか夫泉一の坪後援会	"
佐藤たか夫五里合後援会	"
佐藤たか夫大川地区後援会	"
佐藤たか夫大瀧村後援会	"
佐藤たか夫大住広域地区連合後援会	"
佐藤たか夫大館地区後援会	"
佐藤たか夫大湯地区後援会	"

佐藤たか夫五城目後援会	佐藤たか夫五城目町連合後援会	佐藤たか夫東雲地区後援会	佐藤たか夫下新城後援会	佐藤たか夫琴丘町後援会	佐藤たか夫小坂地区後援会	佐藤たか夫毛馬内地区後援会	佐藤敬夫敬鳳会	佐藤たか夫協和後援会	佐藤たか夫上新城地区後援会	佐藤たか夫上小阿仁後援会	佐藤たか夫金足後援会	佐藤たか夫鹿角南地区後援会	佐藤たか夫勝平地区後援会	佐藤たか夫御野場地区後援会	佐藤たか夫男鹿北部後援会	佐藤たか夫男鹿市連合後援会
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	平成十六年十二月十五日
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	平成十六年十二月二十日

佐藤たか夫中通地区後援会	佐藤たか夫豊島地区後援会	佐藤たか夫と未来をつくる会秋田県支部	佐藤敬夫と未来に翔く会	佐藤たか夫ニューライトの会	佐藤たか夫常盤地区後援会	佐藤たか夫手形山地区後援会	佐藤たか夫鶴形地区後援会	佐藤敬夫椿後援会	佐藤たか夫土崎後援会	佐藤たか夫田代後援会	佐藤たか夫大平地区後援会	佐藤たか夫外旭川後援会	佐藤たか夫添川地区後援会	佐藤たか夫新都市御所野後援会	佐藤たか夫昭和町後援会	佐藤たか夫下浜後援会
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	平成十六年十二月十五日
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	平成十六年十二月二十日

佐藤たか夫二ツ井町後援会	佐藤たか夫藤里町後援会	佐藤たか夫広面地区後援会	佐藤たか夫比内町後援会	佐藤たか夫茨島後援会	佐藤敬夫馬場目後援会	佐藤たか夫浜田地区後援会	佐藤たか夫八田地区後援会	佐藤たか夫八郎瀧町後援会	佐藤たか夫八竜町後援会	佐藤たか夫畑谷後援会	佐藤たか夫羽衣町後援会	佐藤たか夫能代・山本地区後援会	佐藤たか夫濁川後援会	佐藤たか夫仁井田福島はげましの会	佐藤たか夫南部会	佐藤たか夫榎山東地区後援会
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	平成十六年十二月十五日
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	平成十六年十二月二十日

湯沢雄勝地区佐藤たか夫後援会	雄和同風会後援会	明田地区佐藤たか夫後援会	八森町新佐藤たか夫後援会	能代政経懇談会	能代敬進会	鷹巣町佐藤たか夫後援会	新政策懇話会	佐藤たか夫若美町後援会	佐藤たか夫淀川後援会	佐藤たか夫四ツ小屋後援会	佐藤たか夫横森地区後援会	佐藤たか夫山本町後援会	佐藤たか夫柳田後援会	佐藤たか夫森吉町後援会	佐藤たか夫峰浜村後援会	佐藤たか夫船川後援会
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	平成十六年十二月十五日
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	平成十六年十二月二十日



横手平鹿地区佐藤たか夫後援会  
平成十六年十二月十五日  
平成十六年十二月二十日

秋田県北後援会

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十條第一項の規定に基づき、次のとおり公開を公表する。

平成十七年一月二十一日

秋田県選挙区選挙区長 田 中 豊 一

種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書

報告書の要旨

1 収入及び支出のある団体

その他の政治団体

政治団体の名称 北里敏明秋田県後援会

報告年月日 平成16年12月13日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

前年繰越額

本年の収入額

(イ) 支出総額

イ 収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳

寄附

政治団体からの寄附

合 計

【寄附の内訳】

政治団体からの寄附

地域振興防災研究会

(イ) 支出の内訳

経常経費

備品・消耗品

事務所費

政治活動費

組織活動費

500,000円 東京都千代田区

319,765円

158,145円

161,620円

453,583円

333,583円

寄附・交付金

合 計

政治団体の名称 日景比内後援会

報告年月日 平成16年12月15日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

前年繰越額

本年の収入額

(イ) 支出総額

政治団体の名称 高橋長一郎を励ます会（長友会）

報告年月日 平成16年12月17日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

前年繰越額

本年の収入額

(イ) 支出総額

イ 収入・支出の内訳

(ア) 支出の内訳

政治活動費

機関紙誌の発行その他の事業費

合 計

2 収入及び支出のない団体

その他の政治団体

120,000円

773,348円

77,533円

77,533円

0円

0円

0円

17,000円

17,000円

0円

17,000円

17,000円

17,000円

17,000円

17,000円

17,000円

17,000円

17,000円

17,000円

17,000円

17,000円

政治団体の名称

報告年月日

猿田京一後援会

平成16年12月20日

秋田市太平皿見内後援会

〃

泉地区佐藤たか夫後援会

〃

牛島中場佐藤たか夫後援会

〃

川尻地区佐藤たか夫後援会

〃

敬建会	平成16年12月20日
敬港会	"
敬山会	"
敬心会	"
敬水会	"
敬千会	"
敬洋会	"
敬和会	"
佐藤たか夫台川後援会	"
佐藤たか夫芦沢後援会	"
佐藤たか夫阿仁合後援会	"
佐藤敬夫飯島北部後援会	"
佐藤たか夫飯田川町後援会	"
佐藤たか夫飯田後援会	"
佐藤たか夫井川町後援会	"
佐藤たか夫泉一の坪後援会	"
佐藤たか夫五里合後援会	"

佐藤たか夫大川地区後援会	平成16年12月20日
佐藤たか夫大湯村後援会	"
佐藤たか夫大住広域地区連合後援会	"
佐藤たか夫大館地区後援会	"
佐藤たか夫大湯地区後援会	"
佐藤たか夫男鹿市連合後援会	"
佐藤たか夫男鹿北部後援会	"
佐藤たか夫御野場地区後援会	"
佐藤たか夫勝平地区後援会	"
佐藤たか夫鹿角南地区後援会	"
佐藤たか夫金足後援会	"
佐藤たか夫上小阿仁後援会	"
佐藤たか夫上新城地区後援会	"
佐藤たか夫協和後援会	"
佐藤敬夫敬鳳会	"
佐藤たか夫毛馬内地区後援会	"
佐藤たか夫小坂地区後援会	"

佐藤たか夫琴丘町後援会	平成16年12月20日
佐藤たか夫五城目後援会	"
佐藤たか夫五城目町連合後援会	"
佐藤たか夫東雲地区後援会	"
佐藤たか夫下新城後援会	"
佐藤たか夫下浜後援会	"
佐藤たか夫昭和町後援会	"
佐藤たか夫新都市御所野後援会	"
佐藤たか夫添川地区後援会	"
佐藤たか夫外旭川後援会	"
佐藤たか夫大平地区後援会	"
佐藤たか夫田代後援会	"
佐藤たか夫土崎後援会	"
佐藤敬夫楯後援会	"
佐藤たか夫鶴形地区後援会	"
佐藤たか夫手形山地区後援会	"
佐藤たか夫常盤地区後援会	"

佐藤たか夫とニューライトの会	平成16年12月20日
佐藤敬夫と未来に翔ぐ会	"
佐藤敬夫と未来をつくる会秋田県支部	"
佐藤たか夫豊島地区後援会	"
佐藤たか夫中通地区後援会	"
佐藤たか夫檜山東地区後援会	"
佐藤たか夫南部会	"
佐藤たか夫仁井田福島はげましの会	"
佐藤たか夫濁川後援会	"
佐藤たか夫能代・山本地区後援会	"
佐藤たか夫羽衣町後援会	"
佐藤たか夫畑谷後援会	"
佐藤たか夫八章町後援会	"
佐藤たか夫八郎潟町後援会	"
佐藤たか夫八田地区後援会	"
佐藤たか夫浜田地区後援会	"
佐藤敬夫馬場目後援会	"

佐藤たか夫茨島後援会	平成16年12月20日
佐藤たか夫比内町後援会	"
佐藤たか夫広面地区後援会	"
佐藤たか夫藤里町後援会	"
佐藤たか夫二ツ井町後援会	"
佐藤たか夫船川後援会	"
佐藤たか夫峰浜村後援会	"
佐藤たか夫森吉町後援会	"
佐藤たか夫柳田後援会	"
佐藤たか夫山本町後援会	"
佐藤たか夫横森地区後援会	"
佐藤たか夫四ツ小屋後援会	"
佐藤たか夫淀川後援会	"
佐藤たか夫若美町後援会	"

新政策懇話会	平成16年12月20日
鷹巣町佐藤たか夫後援会	"
能代敬進会	"
能代政経懇談会	"
八森町新佐藤たか夫後援会	"
明田地区佐藤たか夫後援会	"
雄和同風会後援会	"
湯沢雄勝地区佐藤たか夫後援会	"
横手平鹿地区佐藤たか夫後援会	"

秋選管告示第七号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、  
 次の公職の候補者等から資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十  
 九条の二第一項の規定に基づき、告示する。  
 平成十七年一月二十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の取消の届出をした者の氏名	公職の種類	取り消した資金管理団体		届出年月日
		名	称	
大館市議会議員		主たる事務所の所在地		代表者氏名

日 景 比 内 (候補者になる こととする者)	日景比内後援会	大館市釈迦内字釈迦内百八十七番地三	日 景 比 内 平成十六年十二月十五日
正 誤			
ページ	行	誤	正
平成十六年十一月十二日(第千六百二十三号)掲載の秋田県告示第九百号(道路区域の変更) (原稿誤り)	四ページの表中	一〇 一六 五四番一四から	五六番一四から
平成十六年十一月十六日(第千六百二十四号)掲載の秋田県告示第九百十一号(道路区域の変更及び供用開始) (原稿誤り)	七ページの表中	終りから一三 " 八 二・四五五	二・二六七
(印刷誤り) 平成十七年一月十四日(号外第一号)掲載の秋田県告示第五十四号は、第五十二号の誤り。			

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)876600  
FAX(0863)000505  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄